

平成 30 年 10 月 31 日

高知県弓道連盟 審査部

高知県内定期審査及び大会における気象に関する 警報発令時の中止基準変更について

これまで高知県内のいずれかに大雨警報等が出ていれば中止としていましたが、中止基準を下記のとおり変更いたします。(中止した場合についてはこれまで同様延期はしない。)

当日、再確認が必要であれば、支部及び学校責任者を通じて重複しない様に問い合わせのこと。(支部、各学校はそれぞれの連絡網を利用し、受審者に連絡のこと。個別の問い合わせはしない。)

【問い合わせ先】

審査部	陰本携帯	090-2784-9407
県立弓道場		088-804-3310

記

○新中止基準

当日 6 時から審査又は大会開始までに開催地の市町村に「暴風警報」または「波浪と高潮を除く何らかの特別警報」が発令されれば中止とする。

○受審料

中止した場合の審査の受審料は払い戻しを行う。また、何らかの警報が発令されており安全面から自己の判断で審査受審を取りやめた場合も受付終了までに審査担当に連絡すれば受審料の払い戻しをする。

以上